

320 地域特用林産物安定供給促進事業

所管省庁等	県単	県担当課等	林業振興課 きのこ振興担当
事業の種類	⑫		

1 事業の目的・趣旨

広葉樹林等の森林資源や森林の空間利用による生産を通して地域の活性化や身近にある里山等の活力ある維持に寄与する特用林産物の生産振興と生産物の有効活用を図るため、地域の特色ある作目や新たな作目及び新技術や優れた伝統的な技術で生産される特用林産物の安定供給体制づくりに必要な下記の事業を支援する。

2 根拠法令等

地域特用林産物安定供給促進事業実施要領

3 対象事業

次の（１）及び（２）を満たすもの

- （１）流通・販売団体等との連携が図られている計画であること
- （２）全国的に主要な産地となりうる作目であること

4 補助対象期間

平成 26 年度～28 年度

5 補助対象経費

- （１）特用林産物の安定生産・供給に必要な基盤整備、施設・機械整備
- （２）特用林産物の付加価値を高めるために必要な加工流通施設整備

6 財政支援措置（補助率等）

補助対象事業費の 1 / 2 以内

7 事業主体

農協・森林組合・生産者団体

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

事業計画は市町村長が作成し、知事の認定を受ける

9 最近の事例（平成 26 年度実績）

しいたけ生産施設の整備（宇都宮市、大田原市、さくら市、那珂川町）

10 HP アドレス等

なし